

ケアハウスの基礎知識

1 高齢者のための施設

(1) 老人福祉施設

① 老人デイサービスセンター

(介護保険適用552事業所)

痴呆性高齢者等の方に通っていただき、入浴・食事の提供、介護や生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を実施する施設。

② 老人短期入所施設(介護保険適用143事業所)

痴呆性高齢者の方に短期間入所していただき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活の世話や機能訓練を実施する施設。

③ 養護老人ホーム(31か所)

65才以上の者であって、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が入所する施設。

④ 特別養護老人ホーム(138か所)

65歳以上の高齢者の方で、要介護に該当する高齢者(特定疾病により要介護の状態となった40才以上の者を含む)の方に入所していただき、日常生活が可能となるよう必要な便宜を提供する施設。

⑤ 軽費老人ホーム

低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に入所していただき、日常生活上必要な便宜を供与する施設。

ア 軽費老人ホーム(A型)(7か所)

60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、利用者の生活に充てることのできる資産、所得、仕送り等の収入が利用料の2倍(月おおよそ34万円)程度以下の方で、身寄りがないか、家庭の事情等により家族との同居が困難な場合に、入所していた

だく施設。

イ 軽費老人ホーム(B型)(本県では未設置)

60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活が困難な者であって、利用者が自炊できる程度の健康状態である方が入所していただく施設。

ウ ケアハウス(77か所)

60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、身体機能の低下が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安がある方で、家族の援助を受けることが困難な方に低額な料金で利用していただく施設。

⑥ 老人福祉センター

地域の老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設。

⑦ 老人介護支援センター(100か所)

24時間対応で、在宅介護に関する相談、助言や市町村等との連絡、調整等を行う施設。

(2) その他の施設

① 有料老人ホーム(32か所)

常時10人以上の高齢者に入所していただき、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。

② 老人休養ホーム(5か所)

景勝地、温泉地等の休養地に老人の保健休養、安らぎの場として設置された宿泊利用施設。

③ 老人憩いの家(251か所)

老人福祉センターよりは小規模であるが、60歳以上の老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を供与する利用施設。

2 ケアハウスの概要

(1) 定員

20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合は10人以上）

(2) 設備基準

- ① 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- ② 居室は個室であること。
- ③ 車いすの利用ができること。

(3) 職員配置基準（定員50人単独型の場合）

総数	施設長	事務員	生活 相談員	介護 職員	栄養士	調理員 等
9人		1人	1人	2人	1人	4(2)人

※ 「調理員等」の()書きは非常勤職員の再掲。

(4) 運営内容

- ① 入所者の生活相談
- ② 食事サービス
- ③ 入浴サービス
 - 入浴の準備は隔日以上頻度で行う。
 - 原則として、個別の入浴介助は行わない。
- ④ 緊急時の対応
- ⑤ 夜間の管理体制
 - 原則として宿直体制。
- ⑥ 介護保険サービス等の利用
 - 利用者は、個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス等を利用する。（例 訪問介護、福祉用具貸与等）

(5) 費用(県内の平均)

1人当たり月額			
月額	左の内訳		
	事務費 (人件費・ 管理費等)	生活費 (飲食物費、 光熱水費等)	管理費 (家賃相当)
71,908円	19,870円	42,970円	9,068円

※1 「事務費」…利用者本人の所得に応じた額

※2 「管理費」…施設によって異なる額

<参考> 「特定入所者生活介護」について

1 概要

有料老人ホームや軽費老人ホームが入所者である要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行う介護保険上のサービス。

2 設備基準

- ① 一時介護室、機能訓練室、介護に適した浴室等の設置。
- ② 介護専用室設置の場合は個室又は4人以下の部屋とする。

3 主な人員基準

- ① 要介護者3人(要支援者10人)に対し常勤換算で1人以上の看護・介護職員を配置。(そのうち、看護職員は利用者30人まで1人以上)
- ② 常に介護職員1人以上を配置。

4 他の介護保険上(在宅)サービスの利用

居宅療養指導管理を除き、他の在宅サービスは保険給付対象外となる。